公務災害訴訟、勝利までのあゆみ

伊佐地 修一

愛知県高等学校教職員組合

はやいものでA先生の公務災害訴訟の勝訴判決が確定してから3年近くが経過しました。この勝訴判決を勝ち取ることができた要因に労働組合の役割をあげることができます。

今、教員の働き方をめぐる情勢は大きく動いていますが、長時間過密労働の解消を進めていくためには、労働組合の役割が重要です。「長時間過密労働の解消と労働組合のとりくみ」という視点で見たとき、愛知県高等学校教職員組合(以下、愛高教)によるA先生の公務災害認定支援のとりくみは、さまざまな教訓を与えてくれます。以下、そうした視点で公務災害認定までの歩みを簡単にまとめました。

学校で倒れ、そのまま帰らぬ人に

2009年、A先生が、くも膜下出血により学校で倒れているのを23時過ぎに警備員に発見され、入院先の病院で意識が戻らないまま5日後に亡くなりました。こうした深刻な事態に対し、愛高教は、該当校へ訪問するとともに、県教委に対して適切な対応を求めました。

2010年、ご遺族は、地方公務員災害補償基金 愛知支部に対して公務災害申請を行いました。 愛高教は、ご遺族を支援し、公務災害認定を求 めて全教職員署名にとりくみました。

問題だらけの「公務外」認定

2012年、地方公務員災害補償基金愛知支部は、A先生の事案について、①時間外労働時間は「1ヶ月100時間」に達していないため「過重で長時間に及ぶ時間外勤務に従事していたとは認められない」、②「内容的にも通常業務の範囲内」とし、「公務外」との認定を行いました。

しかし、これらの理由は、現場の実態を顧みない不当なものでした。①については、祝日勤務や日曜日の勤務を除外するとともに、退勤時間をほぼ一律とするなど実態と大きくかけ離れたも

のでした。②については、A先生の過重な業務の実態を顧みることなく、「通常業務の範囲内」としたものでした。

ご遺族の不服審査請求を支援

こうした不当な「公務外」との認定に対し、ご遺族は「公務外」認定の取り消しを求め、支部審査会に対し、不服審査請求を行いました。

2012年に審査請求書が提出され、これに対して地方公務員災害補償基金愛知支部からの弁明書が届くなど、やり取りが行われる中、愛高教は、ご遺族を支援するため、「公務外」認定の取り消しを求める全教職員署名と合わせて、弁護士費用及びとりくみの支援として、全教職員を対象にカンパにとりくみました。

その後、支部審査会での口頭陳述が行われ、 弁護士・当時の同僚・愛高教の代表が発言しま した。弁護士からは、医学的な知見や休日出勤 の検定監督分の公務性などが指摘され、職場か らの聞き取りをもとに勤務の量的・質的過重性が 陳述されました。同僚からは、勤務の量的・質的 過重性について、部活動の具体的な活動状況 が報告されました。愛高教からは、県立学校の 長時間過密労働の実態と、全教職員署名やカン パに込められた地方公務員災害補償基金愛知 支部に対する学校現場の強い憤りを代弁しまし た。

しかし、2013年、支部審査会は、「警備会社に アラームの操作履歴が存在しない」「勤務時間の 推定はできない」と述べ、不服審査請求を棄却 する裁決を行いました。これに対し、ご遺族は、 本部審査会に再審査請求を行いました。しかし、 本部審査会は、現場の実態を顧みることなく、再 審査請求を棄却する裁決を行いました。この裁 決に対し、ご遺族は提訴に踏み切りました。

「公務外」認定の取消しを求め裁判へ (1)名古屋地方裁判所へ提訴

2014年、ご遺族は、地方公務員災害補償基金 愛知支部を相手取り、名古屋地裁に提訴しました。この裁判は、ご遺族の方々への補償ととも に、学校の現場の深刻な長時間過密労働の実 態を明らかにしていくために重要な意義をもつも のでした。

愛高教は、この裁判を支援するため、名古屋 地裁宛全教職員署名にとりくむとともに、弁護士 費用及びとりくみの支援として、全教職員を対象 に2度目のカンパにとりくみました。

(2)職場の実態を顧みない被告の主張〈第1回 ~第7回口頭弁論〉

2014年、第1回目の口頭弁論が行われました。この裁判では、①タイムカードがないため、勤務時間を証明することは不可能に近く、これをどうやって乗り越えるか、②時間外労働の長さだけではなく、その質も裁判官にどうやって理解させるかの2点がポイントとなりました。

第2回口頭弁論では、被告側弁護団は、再審査請求では、時間外勤務時間を「100時間未満」と認定していたものを更に削減した時間数を陳述しました。これに対し、第3回口頭弁論では、原告側弁護団は、基金側が支部段階の認定の時間外勤務の時間を、大幅に削減したことに対し、厳しく反論を加えました。

さらに、第5回口頭弁論で、原告側弁護団は、 A先生が、生徒用パソコンの修理・メンテナンス のみならず、教職員用パソコンの修理・メンテナ ンスも一手に引き受けていたことによる業務の過 重性を主張しました。

第6回の口頭弁論の中で、被告側弁護団は「部活指導は、顧問の自主性に任されているので、質的な過重性は認められない」など学校現場の実態を無視した主張を行いました。これに対し、第7回口頭弁論で、原告側弁護団は「部活動は、『自主性』が認められるゆえに、創意工夫し、生徒の自主性を引き出し、効果を上げていくことが求められるのであり、そこには特有の労苦が伴う」など厳しく反論しました。

(3) 愛高教のとりくみで新証拠見つかる〈第8回 ~第13回口頭弁論〉

また、愛高教が実施したアンケートの結果、さまざまな情報を得ることができました。そして、第8回口頭弁論では、原告側弁護団は、新証拠をもとに「被災前6カ月まで遡っても1ヶ月平均の時間外労働時間が80時間超であり、長期にわたる疲労の蓄積が被災につながった」と主張しました。

第10回口頭弁論では、被災前2~6カ月の時間外労働の要因について、原告側弁護団は、① 文科省は「1時間の授業には1時間の準備等が必要」としていること、②校務分掌では連日パソコンの設置・修理があったこと、③部活動の大会などでほぼすべての土日に勤務していたことの3点をあげ、「これらのために恒常的に長時間の残業を余儀なくされていたことは明白である」と主張しました。これに対し、被告側弁護団は「校内に車があったとしても学校にいたことの証明にはならない」と道理のない主張を展開しました。

第12回口頭弁論では、A先生の勤務校と県全体の平均とを比較したデータを証拠として提出しました。続く第13回口頭弁論では、被告側弁護団は、原告側弁護団の主張に対して、「A先生の勤務校以上に長時間労働をしている学校は多く存在するが、脳・心臓疾患で公務災害認定された教員はいないので、発症の原因が公務であったことを裏付ける証拠とはならない」と主張しました。

(4)証人尋問が行われる〈第14回~第17回口頭弁論〉

第15回口頭弁論では、午前中に原告側証人が、A先生の業務の量的過重性について、「私自身は20~21時頃に帰宅していたが、その時いつも車が校内にあった。したがって、それより遅くまで仕事をしていたことは明らか」と証言しました。一方、午後は被告側証人が証言に立ちました。被告側の目的は、A先生の時間外勤務が「100時間未満」であることを立証することでしたが、反対尋問により、逆にA先生の長時間労働を立証する結果となりました。第16回口頭弁論では、他の原告側証人が、業務の質的過重性につ

いて、「パソコン自体が古く、1日1台は不具合が 生じ、その対応はすべてA先生が行っていた。ま た、服務の発生源入力システムについても、多く の先生から質問があり、空き時間はこれらの対応 に追われていた」「優勝して当たり前とされる部活 動の顧問としてプレッシャーは非常に大きかっ た」と証言しました。

その後、最終弁論が行われ、結審となりました。最終弁論の中で、原告側弁護団は、被災の原因が業務の過重性によって引き起こされた点について主張しました。これに対し、被告側弁護団はこれまでの主張を繰り返したのみでした。

画期的な地裁判決が出される!

そして、2017年3月、地方裁判所は、画期的な 勝訴判決を出しました。時間外勤務について は、発症前1カ月の時間外勤務時間を「100時間 未満」と厳しく認定しましたが、業務の質的過重 性については、部活動顧問などについて、「精 神的負荷は相応に強い「発症前の1カ月にお いて、特に過重な職務に従事した」と認定しまし た。そして、「死亡と公務との間には相当因果関 係があり、公務起因性を認めるのが相当」であ り、「公務外の災害と認定した処分は違法であっ て、取消しを免れない」とし、被告・地方公務員 災害補償基金愛知支部を厳しく批判しました。こ の判決は、長時間労働だけでなく、職務内容の 困難さにも言及したもので、画期的な判決でし た。判決後、愛高教は、「控訴するな」を求め、地 方公務員災害補償基金愛知支部に対してFAX 行動のとりくみを行いました。

たたかいは控訴審へ

(1)基金、道理のない控訴へ

しかし、基金側は、職場の思いを顧みることなく、地方裁判所の判決に対して控訴を行いました。控訴理由として「(部活動について)精神的負荷を負うのは実際に出場する生徒で、出場しない顧問に精神的負荷がかかることは基本的にはない」などの点をあげましたが、こうした基金側の姿勢は全く道理のないものでした。そこで、愛高教は、裁判を引き続き支援するため、3度目のカンパにとりくみました。

(2)職場の実態に基づき反論

控訴審第1回口頭弁論では、冒頭、原告側弁護団は「職務の量的過重性について、校務分掌や部活動について触れておらず、杜撰な主張である」等控訴理由に対する反論を展開しました。

控訴審第2回口頭弁論の冒頭、基金側弁護団から追加の準備書面が提出されたため、この扱いについて、原告側弁護団は「予定どおり結審に」と求めました。しかし、裁判長は「追加の書面に対して反論していただき、次回で弁論を終結としたい」としましたが、こうした基金側弁護団の姿勢は不誠実であり、容認できないものでした。

控訴審第3回口頭弁論で、原告側弁護団は、 類似の事案の判例をもとに「いずれも過重な公 務により自然的な増悪を超えて発症したとしており、公務との因果関係を認めている」とし、公務災 害認定の妥当性を主張しました。

控訴審も勝利!そして判決確定!!

そして、2018年1月、高等裁判所は「原告勝訴」の判決を行いました。この判決は、一審判決以上に職務の質的過重性に踏み込んだ点に特徴がありました。例えば、基金側は、控訴理由として「授業に関しては十分な知識・経験があったことなどからすると、(中略)業務量が他の教員と比較しても多いものであったとは評価できない」等をあげていました。

これに対し、高等裁判所は「責任的な立場にあり、(部活動の)各種大会の指導をし、非常に優秀な成績をあげていた」等から「公務は、量的にも質的にも、他の教員より重いものであったと認められる」とし、結論として、「本件控訴を棄却する」としました。

その後、基金側は、高等裁判所の判決に対して、上告を含めて「対応について検討する」としました。このため、愛高教はFAX行動にとりくむとともに、地方公務員災害補償基金愛知支部に対して直接申し入れのとりくみを行いました。こうしたとりくみにより、基金側は上告を断念し、勝訴判決が確定しました。

本気で多忙化解消のとりくみを

現在、県立学校では、2019年度における休職

者のうち、精神性疾患を理由とする者の割合が7割近くに達し、「高止まり」の状況となっています。また、2019年度の「時間外勤務」の調査では、いわゆる過労死ラインである月80時間超の「時間外勤務」を行った実人数は1000人を大きく超えています。

こうした教員の長時間過密労働を生んでいる 大きな要因が給特法の問題です。給特法のも と、教員は給料月額の4%の教職調整額が支払 われる一方、労基法37条の時間外勤務手当の 対象から除外されており、これが教職員の長時 間過密労働を生み出しています。

また、長時間過密労働を解消していくためには、教職員定数を抜本的に改善し、少人数学級をすすめていくことが必要不可欠です。しかし、政府は、新自由主的な教育政策により、教職員定数の抜本的な改善について具体的に動き出そうとはしていません。その一方で、2019年12月には「1年単位の変形労働時間制」の導入を地

方公共団体の判断で可能とする給特法「改正」を行いました。「1年間の変形労働時間制」は、長期休業中の勤務時間を短くし、課業中の勤務時間を長くすることにより、「時間外勤務」を覆い隠すものです。何ら長時間過密労働の解消につながりません。

一方、給特法の「改正」で「時間外勤務」の上限を「月45時間・年360時間」とする指針を、各都道府県教育委員会が定めることが盛り込まれました。これを受け、県教委も「月45時間・年360時間」を上限とする規則を定めました。これには「特例的な場合」について、過労死ラインである「月100時間」の時間外勤務を認めるなど大きな問題があります。しかし、「月45時間・年360時間」に向け、県教委及び管理職は本気になって長時間過密労働解消にとりくむ必要がありますが、それをさせていくためには、これまで以上に労働組合の役割が重要になっています。